- 1. 件名:「日本原燃(株)再処理施設、濃縮施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設 施設における保安規定に関する面談」
- 2. 日時: 令和5年5月24日(水) 10時00分~11時00分
- 3. 場所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原主任安全審査官、小野安全審査官、横山原子力規制専門員

研究炉等審査部門

菅生主任安全審査官

日本原燃株式会社

再処理事業部 再処理工場 技術部 保安管理課長

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部 運営管理課長 他1名

埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 埋設運営部 埋設業務課長 他1名

5. 要旨

- (1)日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(以下「RI法施行規則」という。)の一部改正(2023年10月1日施行)に伴い外部被ばく評価用個人線量計の運用に係る保安規定の変更について、提出資料に基づき相談があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - ・外部被ばく評価に使用する個人線量計の運用については、再処理施設では保安規定では明示していないが、従前からガラスバッジでの測定結果を RI 法での記録として扱っている。保安規定では電子線量計を作業管理において用いるものとして明示し管理するものとしている。今回の相談はその経緯等を踏まえずに RI 法での要求のみでしか整理されていないため、改めて原子炉等規制法での扱いも含めて整理すること。
 - ・その際、本件は国際原子力機関の総合規制評価サービス(IRRS)の勧告を踏まえた対応であることから、関連する対応状況も念頭に置いた上で、保安規定を変更することの要否を検討すること。
- (3) 日本原燃からは、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「『放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則』の一部改正に伴う保安規定における対応について」